

(作成日：令和7年11月28日)

大韓民国向け輸出水産製品の漁獲証明書の取扱要綱

1 目的

この要綱は、大韓民国向けに輸出される水産製品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第3条に基づく漁獲証明書の発行等に関する手続を定めるものである。

2 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 輸出水産製品：我が国から大韓民国に船舶で輸出されるサンマ (*Cololabis saira*)、Bobo Croaker (*Pseudotolithus elongatus*) 及び Longneck Croaker (*Pseudotolithus typus*) であって、次に掲げる全ての要件に適合するもの

ア 我が国を旗国（漁船が登録され、かつ、当該漁船が国旗を掲げる権利を有する国又は地域をいう。）とする漁船によって採捕されたものであること。

イ 冷蔵品又は冷凍品（HSコードが0302又は0303から始まるものに限る。）であること。

注) HSコードとは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）の品目表において定められたHSと数桁の数字で表記された番号をいう。

(2) 輸出者：大韓民国に輸出水産製品を輸出しようとする者

(3) 証明書：本要綱に基づく漁獲証明書

(4) 積送品：一輸出者から一荷受人に同時に送られる輸出水産製品又は一輸

出者から一荷受人への発送に用いられる单一の運送書類によって取り扱われる輸出水産製品

- (5) 加工流通課：水産庁漁政部加工流通課
- (6) 手続規程：農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程
(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)
- (7) 一元的な輸出証明書発給システム：手続規程の別紙ZZ-01の農林水産省が設置する一元的な輸出証明書発給システム

3 証明書の発行

(1) 申請

輸出者は、積送品ごとに、(2)に掲げる書類を添付した上で、一元的な輸出証明書発給システムにより申請を行い、同システムにより証明書の発行手数料を納付するものとする。ただし、同システムによる手数料納付が行えない等の不測の事態が生じた場合にあっては、手続規程第1の1の(2)に基づき手続規程の別添様式1に収入印紙を貼付し、他の申請書類とともに加工流通課に提出する。

なお、輸出者から委任を受けた者が代理申請を行う場合は、一元的な輸出証明書発給システムで委任元の事業者との紐づけの登録をしていない者にあっては、委任状(手続規程の別紙ZZ-01の様式2)を農林水産省輸出・国際局輸出支援課長宛てに書面又は電子メールで提出し、同システムで当該紐づけの登録が完了している者にあっては、農林水産省輸出・国際局輸出支援課長宛てに提出した委任状の写しを、加工流通課宛てに書面又は電子メールで提出するものとする。

(2) 証明書の発行申請に要する申請書類

証明書の発行申請に必要な添付書類は以下のとおりとする。

- ア 大韓民国向け輸出水産製品の漁獲証明書の発給申請書(別紙1)
- イ 必要事項を記載した漁獲証明書の様式(別紙2) (国内総トン数20トン未満の船舶によって採捕された輸出水産製品を単一の積送品として輸

出しようとする場合は、必要事項を記載した簡易漁獲証明書の様式（別紙3））

- ウ 漁業許可証、漁業免許証又は免許漁業原簿の写し
- エ 都道府県の所管漁業に係る輸出水産製品を輸出しようとする場合は、都道府県の所管漁業の確認報告書（別紙4）
- オ 船舶検査証書（国内総トン数20トン未満の船舶に係るもの除く。）及び漁船原簿の写し
- カ 申請の対象となる輸出水産製品の採捕時期、漁獲水域及び陸揚港が確認できる書類
- キ 証明書に記載された輸出水産製品の売買関係書類（当該輸出水産製品に係る漁業者から輸出者までの売買に関する書類のうち、売人・買人双方の名称、売買年月日又は数量が確認できる全ての書類とする。）の写し
- ク 申請の対象となる輸出水産製品について国外で陸揚げ又は転載が行われている場合にあっては、地域漁業管理機関が定める様式で作成したTranshipment Declaration の写し
- ケ 証明書に記載された輸出水産製品のインボイス（INVOICE）の写し（申請の対象となる輸出水産製品の製品情報、重量、形態、出港地、出港日、輸出者、輸出先及び輸入者が確認できるものに限る。ただし、（4）に規定する審査が終了した後に訂正があった場合は訂正したもの を加工流通課に再提出すること。）
- コ その他加工流通課が必要と認める書類

（3）申請の期限

輸出者は、証明書の交付を希望する日の原則5開序日前までに申請するものとする。

（4）証明書の発行要件

申請を受理した加工流通課は、遅滞なく、以下の要件全てに適合するかどうかを審査し、適合する場合において証明書を発行する。なお、申請内

容の確認等に当たり、輸出者に対し、必要と判断される追加資料の提出を求めることができる。

ア 申請の対象となる漁船が、漁船法（昭和25年法律第178号）に基づき登録されていること。

イ 申請の対象となる漁船の使用者が、適法に漁業を営んでいる者として、漁業の許可を受け、漁業の免許を受け、又は漁業を営む権利を有していること。

ウ 申請の対象となる輸出水産製品が、漁業に関する法令に基づき適法に採捕されたものであること。

エ 申請の対象となる漁船及び当該漁船関連業者が、地域漁業管理機関によって公表されたIUU漁業船舶リストその他のIUU漁業に係るリストに掲載されていないこと。

オ 申請書の記載内容が適正であること。

（5）証明書の発行取消し

予定していた輸出が中止になる等により証明書が不要となった場合は、輸出者は、一元的な輸出証明書発給システムにより当該証明書の破棄の申請をするものとする。

ただし、同システム以外の方法で証明書の発行を申請した場合においては、当該証明書を返却するとともに、大韓民国向け輸出水産製品の漁獲証明書発行申請の取消願（別紙5）を加工流通課に速やかに提出すること。

（6）証明書発行の停止

加工流通課は、次のいずれかの場合に該当するときは、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。

ア 提出書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められる場合又はその疑いがある場合

イ 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者又は当該証明書に係る大韓民国向け輸出水産製品の取引に関与した者からの申請であって、これらの者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保

されないと判断される場合

ウ その他相当の理由があると認められる場合

4 受付時間等

(1) 加工流通課に書面により申請するときは、以下の住所の窓口において行うものとし、その受付日及び時間は、毎週月曜日から金曜日までの午前10時から12時までとする。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項第2号及び第3号に掲げる日）を除く。

〒100-8907 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1

水産庁漁政部加工流通課 水産物貿易対策室

TEL:03-3502-8111（代表）（内線6610）

03-3501-1961（直通）

加工流通課に電子メールにより申請するときは、以下のメールアドレスに書類を提出するものとする。

E-mail:export-certificate@maff.go.jp

(2) 郵送による証明書の原本の受取を希望する場合には、切手を貼付し、受取人の名前、住所等の必要事項を記入済みの追跡可能な返信用封筒等を事前に加工流通課に送付するものとする。

附 則（令和7年11月28日付7水漁第1284号）

この通知は、令和7年11月28日から施行する。